イ　４の⑴から⑶までに該当する者が提出する書類　修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書
ウ　４の⑷に該当する者が提出する書類　義肢装具士国家試験受験資格認定書の写し（公益財団法人テクノエイド協会に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）
エ　４の⑸に該当する者が提出する書類　修業証明書又は卒業証明書
なお、４の⑴から⑶までに該当する者であって、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出したものにあっては、令和９年３月１日（月曜日）午後５時までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。当該期日までに提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等
ア　受験に関する書類は、令和９年１月４日（月曜日）から同年１月18日（月曜日）までに公益財団法人テクノエイド協会に提出すること。
イ　受験に関する書類の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前９時から午前12時までと午後１時から午後５時までとする。
ウ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、令和９年１月18日（月曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。
エ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類は返還しない。

⑶　書類の提出については次のことに注意すること。
４の⑴に該当する者であって、卒業見込証明書を提出したものにあっては、令和９年３月１日（月曜日）午後５時までに卒業証明書の提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

⑷　受験手数料
ア　受験手数料は、59,800円とし、受験手数料の額を公益財団法人テクノエイド協会が指定する銀行の口座に振り込むこと。
イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑸　受験票の交付　受験票は、令和９年１月29日（金曜日）に投函し郵送により交付する。

6　合格者の発表　試験の合格者は、令和９年３月26日（金曜日）午後２時に、公益財団法人テクノエイド協会ホームページ及び厚生労働省ホームページの資格・試験情報のページにその受験地及び受験番号を掲載して発表する。

7　受験に伴う配慮　視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和８年11月30日（月曜日）までに公益財団法人テクノエイド協会に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

8　試験に関する照会先　公益財団法人テクノエイド協会　東京都新宿区神楽河岸１番１号　セントラルプラザ４階　郵便番号162―0823　電話番号03（3266）6884　ＦＡＸ番号03（3266）6885

柔道整復師国家試験の施行

柔道整復師法（昭和45年法律第19号。以下「法」という。）第10条の規定により、第35回柔道整復師国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第13条の３第１項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人柔道整復研修試験財団が行う。

令和８年９月１日

厚生労働大臣　上野賢一郎

1　試験期日　令和９年３月７日（日曜日）

2　試験地　北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県及び沖縄県

3　試験科目及び試験方法
⑴　試験科目　解剖学、生理学、運動学、病理学概論、衛生学・公衆衛生学、一般臨床医学、外科学概論、整形外科学、リハビリテーション医学、柔道整復理論及び関係法規
⑵　試験方法　筆記試験により行う。ただし、重度視力障害者（視力の良い方の眼の矯正視力が0.03以下の者、視力の良い方の眼の矯正視力が0.04かつ他方の眼の矯正視力が手動弁以下の者、周辺視野角度（Ⅰ／４視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（Ⅰ／２視標による。以下同じ。）が28度以下の者、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下の者その他点字、試験問題を録音したＤＡＩＳＹ―ＣＤを使用しなければ受験が困難と文部科学大臣の指定した学校の長又は都道府県知事の指定した養成施設の長が認めた者）に対しては、申請により点字、試験問題を録音したＤＡＩＳＹ―ＣＤの使用又はその併用による受験を認める。また、弱視者（視力の良い方の眼の矯正視力が0.15以下の者、周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下の者、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下の者その他試験時間を延長しなければ受験が困難と文部科学大臣の指定した学校の長又は都道府県知事の指定した養成施設の長が認めた者）に対しては、弱視用試験による受験を認める。

4　受験資格
⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項の規定により大学に入学することのできる者（法第12条第１項の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第２項の規定により当該大学に入学させた者又は法附則第11項の規定により学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することのできる者とみなされる者を含む。）であって、３年以上、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した柔道整復師養成施設において柔道整復師となるのに必要な知識及び技能を修得したもの（令和９年３月17日（水曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）
⑵　柔道整復師法の一部を改正する法律（昭和63年法律第72号。以下「改正法」という。）の施行の際（平成２年４月１日）現に改正法による改正前の法第12条の規定により文部大臣の指定した学校又は厚生大臣の指定した柔道整復師養成施設において同条に規定する知識及び技能の修得を終えている者並びに改正法施行の際現に当該学校又は柔道整復師養成施設において当該知識及び技能を修得中の者であって改正法施行後にその修得を終えたもの

5　受験手続
⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。
ア　受験願書　柔道整復師法施行規則（平成２年厚生省令第20号）様式第５号により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票に記載されている限りにおいて、氏名の横に括弧書きの上、旧姓を併記して申請することができる。
なお、点字試験、ＤＡＩＳＹ―ＣＤの使用、点字試験とＤＡＩＳＹ―ＣＤの使用の併用又は弱視用試験を希望する者は、受験願書の右上に「点字試験希望」、「ＤＡＩＳＹ―ＣＤの使用希望」、「点字試験とＤＡＩＳＹ―ＣＤの使用希望」又は「弱視用試験希望」と朱書きで記載すること。
イ　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、公益財団法人柔道整復研修試験財団において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。
なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している学校若しくは柔道整復師養成施設又は公益財団法人柔道整復研修試験財団において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。
ウ　修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書
なお、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者にあっては、令和９年３月17日（水曜日）午後５時までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。当該期日までに提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等
ア　受験に関する書類は、令和８年12月21日（月曜日）から令和９年１月13日（水曜日）までに公益財団法人柔道整復研修試験財団に提出すること。
イ　受験に関する書類の提出は、原則として書留郵便をもって送付すること。この場合、令和９年１月13日（水曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。